

金沢学生まちなか回帰検討会議設置要綱

(令和8年6月25日決裁)

(目的及び設置)

第1条 本市における、若者の行動力と高等教育機関の知見並びに外部人材及び民間企業・民間団体からの視点を生かした学生のまちなかへの回帰の推進に向けて必要な検討を行うため、金沢学生まちなか回帰検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 若者の行動力と高等教育機関の知見を生かした学生のまちなかへの回帰の推進及び効果の検証方法等に関する事項
- (2) 外部人材及び民間企業・民間団体からの視点を生かした学生のまちなかへの回帰の推進及び効果の検証方法等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者、関係団体を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 検討会議に、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、検討会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職

務を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第 8 条 検討会議の庶務は、都市政策局地域力再生課において処理する。

（雑則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。